

## 第 5 章 高 齢 者 福 祉

令和5年1月1日現在、目黒区の高齢者人口は55,021人、高齢化率は19.8%で、この数年は横ばいに推移している。また、令和5年1月1日現在、後期高齢者（75歳以上）が全高齢者の56.1%を占めており、上昇傾向にある。

一方、ひとりぐらし高齢者や高齢者のみで構成されている世帯の高齢者の数は39,945人で、全高齢者の72.6%であり、この割合が年々増加するとともに、介護を必要とする高齢者の数（介護保険の要介護・要支援認定者数）についても、令和4年12月31日現在、12,241人（出現率約21.9%）と増加が続いており、いわゆる要援護高齢者数は総体として拡大の一途にある。

平成12年4月に、介護を必要とする高齢者等を社会全体で支えあう仕組みとして、負担と給付が明確な社会保険方式により、保健・医療・福祉にわたる介護サービスを総合的に提供することを目的とした介護保険制度がスタートしたが、介護サービスを受ける被保険者数は制度創設以来年々増加しており、今後、更に後期高齢者数の増加により、介護保険の利用の拡大が確実視されている。

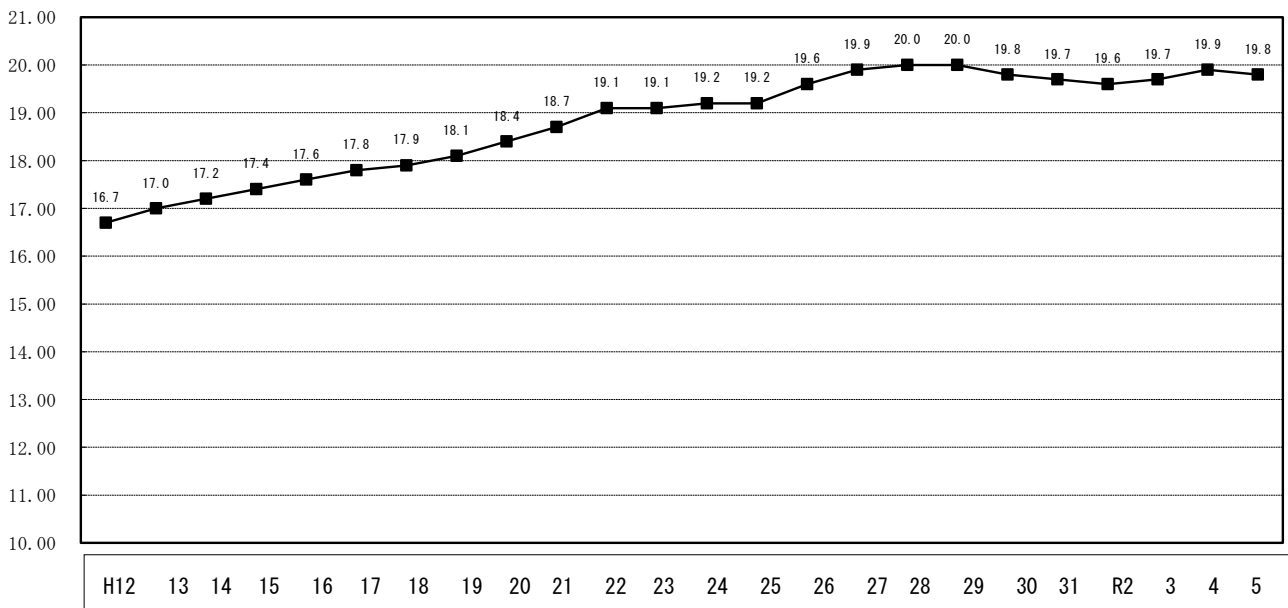
介護保険サービス外の高齢者保健福祉事業については、介護保険制度の施行に伴い、従前の高齢者保健福祉事業を介護保険サービスと整合・調整を図り、高齢者福祉の一層の充実を図るために再構築したところであり、介護保険サービスと連携して、介護予防、高齢者の自立した生活への支援、介護者の支援など総合的な事業展開を図るため取り組みを進めている。

高齢者や介護者が地域で孤立することがないように、地域包括支援センターを中心とした相談支援体制を一層強化し、見守り事業などの拡充、高齢者福祉住宅の提供、介護を必要とする高齢者を対象とした入所施設の整備、民間事業者による地域密着型サービス等の整備に対する支援などに積極的に取り組むとともに、高齢者が健康で生きがいをもって暮らし続けられるよう、地域活動への参加のきっかけづくり、仲間づくり、交流の場づくりなどに引き続き取り組んでいる。

目黒区の高齢者人口の推移 各年1月1日現在（住民基本台帳による）

	3	4	5
65歳以上人口（人）	55,375	55,332	55,021

目黒区の高齢者人口（65歳以上）比率の推移（各年1月1日現在） 単位：%



## 1 保健福祉相談

### (1) 地域における相談支援体制整備の経緯 <福祉総合課・高齢福祉課>

目黒区では、平成5年12月に目黒区地域福祉計画を策定し、子どもから高齢者まですべての区民を対象に、だれもが住み慣れた地域で自立して安定した生活を送ることができるよう、地域福祉を推進するものとした。この地域福祉を担う区独自の組織として、平成8年度から11年度にかけて、保健福祉サービス事務所を区内5地区に順次開設し、身近な保健福祉の相談支援窓口として、申請の受付、訪問、援助計画の策定、サービスの提供、再評価を行い、地域の保健福祉活動の支援も行った。また、平成12年度の介護保険制度導入後は、要介護認定申請の受付、認定調査や認定審査会の運営なども所掌した。

平成18年4月の介護保険制度改正により、地域包括ケアシステムの地域拠点として地域包括支援センター制度が創設されたため、5地区の各保健福祉サービス事務所に併設し、民間法人への委託により運営することとした。

その後、平成21年4月に、保健福祉サービス事務所と地域包括支援センターの機能を統合・拡充した新たな地域包括支援センターを開設した（保健福祉サービス事務所は、平成20年度をもって廃止）。これに併せて、地域包括支援センターを統括・支援し、地域包括ケアの推進を担う本庁組織として地域ケア推進課を整備し、個別ケースへの対応においても、地域包括支援センターと連携して適切な行政権限の行使などを行ってきた。

平成22年度からは、地域包括支援センターの窓口を土曜日も開設し、相談支援体制を充実した。

平成28年度からは、個別ケースへの対応や地域包括支援センターとの連携及び適切な行政権限の行使などを行う係を地域ケア推進課から高齢福祉課に移し、権限と機能を強化する中で地域包括支援センターの支援を行ってきた。

さらに、平成28年12月、国の社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」において、介護離職防止の観点から、働きながら介護をする家族や仕事と介護の両立に不安を抱える就業者に対する相談支援の充実として相談窓口の延長など、地域包括支援センターの取り組みの一層の強化が示され、平成30年度から平日の19時まで地域包括支援センターの窓口を延長して開設している。

そして、令和元年度には、制度や分野ごとに分かれた縦割りの支援ではなく、福祉の包括的な支援を目指して、福祉総合課を新設し、福祉の総合相談窓口（福祉のコンシェルジュ）を開設した。

## (2) 地域包括支援センター <福祉総合課地域ケア推進係>

保健師・看護師、社会福祉士及び主任介護支援専門員などの専門職が配置され、目黒区では、平成21年4月から、介護保険法に基づく地域包括支援センターの業務に加えて、保健福祉の総合相談、高齢者の保健福祉サービスの受付等、介護保険認定申請の受付等の業務を行っている。

平成24年度から、各地域包括支援センターに地域連携コーディネーターと認知症支援コーディネーター、平成28年度から在宅療養コーディネーターを配置して地域資源との連携を進めている。

令和2年度から、障害者の相談支援を充実させるとともに、一部の障害者サービスの受付を開始した。

### 地域包括支援センターの業務

1 すべての区民を対象とした業務	
(1) 保健福祉の総合相談支援	①総合案内 ②総合支援 ③地域のネットワークづくり
2 高齢者を対象とした業務	
○介護保険法に基づく業務	
(1) 包括的支援事業	①総合相談支援事業 ②権利擁護事業 ③包括的・継続的ケアマネジメント事業 ④在宅医療・介護連携の推進 ⑤認知症施策の推進 ⑥生活支援サービスの体制整備
(2) 介護予防・日常生活支援総合事業	①介護予防ケアマネジメント事業 ②一般介護予防事業の一部
○付加する業務	
(1) 高齢者の保健福祉サービスの受付等	ひとりぐらし高齢者登録、食事サービス等の受付など
(2) 介護保険認定申請の受付等	介護保険認定申請書、居宅サービス計画作成依頼書等の受付など
3 障害者を対象とした業務(令和2年度開始)	
(1) 個別相談支援	相談支援事業
(2) 障害福祉サービスの受付等	有料道路通行料金の割引、都営交通無料パスの申請受付など。

注 このほかに、指定介護予防支援事業所として、予防給付のケアプラン作成を行う

* 北部包括支援センター	目黒区大橋 1-5-1	クロスエアタワー 9階	TEL 5428-6891
* 東部包括支援センター	目黒区上目黒 2-19-15	目黒区総合庁舎1階	TEL 5724-8030
* 中央包括支援センター	目黒区中央町 2-9-13	食販ビル 2階	TEL 5724-8066
* 南部包括支援センター	目黒区碑文谷 1-18-14	碑小学校内(南西側)	TEL 5724-8033
* 西部包括支援センター	目黒区柿の木坂 1-28-10		TEL 5701-7244

相談件数・ケアプラン件数

年度	施設名称	相談件数									ケアマネジメント件数	
		総合相談支援（高齢者）						権利擁護	包括的・継続的ケアマネジメント	保健福祉相談	予防給付	サービス事業
		介護等の相談	施設の入用所	疾病・問診・医療・指導	介護保険	その他	計					
2	北部包括支援センター	1,567	260	662	2,106	1,695	6,290	330	185	52	1,977	939
	東部包括支援センター	4,500	293	727	2,786	1,638	9,944	392	209	186	2,428	2,171
	中央包括支援センター	4,817	290	928	1,492	1,056	8,583	268	239	122	3,001	2,031
	南部包括支援センター	1,899	629	1,696	2,488	2,377	9,089	382	276	113	2,772	1,925
	西部包括支援センター	2,757	459	1,217	2,149	1,390	7,972	531	200	180	3,093	1,828
	計	15,540	1,931	5,230	11,021	8,156	41,878	1,903	1,109	653	13,271	8,894
3	北部包括支援センター	1,482	406	886	2,505	2,174	7,453	326	249	100	1,809	810
	東部包括支援センター	5,820	198	944	3,154	1,212	11,328	248	200	199	2,264	2,033
	中央包括支援センター	5,881	306	973	1,674	1,435	10,269	268	161	91	2,977	1,926
	南部包括支援センター	1,791	515	1,947	2,697	2,714	9,664	297	166	162	2,512	1,904
	西部包括支援センター	3,445	511	1,099	2,418	1,689	9,162	533	248	139	2,782	1,875
	計	18,419	1,936	5,849	12,448	9,224	47,876	1,672	1,024	691	12,344	8,548
4	北部包括支援センター	1,323	375	955	2,727	2,477	7,857	338	163	75	1,488	757
	東部包括支援センター	4,681	345	1,037	4,500	1,743	12,306	581	168	232	2,564	1,880
	中央包括支援センター	6,436	257	881	2,554	1,341	11,469	196	126	70	2,649	1,976
	南部包括支援センター	1,595	534	1,982	3,174	2,575	9,860	258	177	119	2,427	1,893
	西部包括支援センター	2,976	347	1,031	2,580	2,400	9,334	544	234	225	2,606	1,897
	計	17,011	1,858	5,886	15,535	10,536	50,826	1,917	868	721	11,734	8,403

注 ケアマネジメント件数は、各月において給付の管理を行ったケアプランの延件数

(3) 在宅療養相談窓口 <福祉総合課地域ケア推進係>

各地域包括支援センターに在宅療養コーディネーターを配置し、退院時の在宅療養への移行や、訪問診療が可能な医療機関などについて、区民、医療・介護関係者等から在宅療養の相談を受け、情報提供を行った。

#### (4) 在宅介護支援センター <高齢福祉課在宅事業係>

社会福祉法人、医療法人などの民間法人が5か所の在宅介護支援センターを設置し、在宅の介護を要する高齢者及び障害者並びにその家族に対し総合的な支援を行うため、①在宅介護に関する情報提供や相談、②保健福祉サービス利用申請手続きの援助、③介護保険の認定申請代行及びケアプラン作成などを行っている。

設置状況

(令和5年4月現在)

設置者	施設名称	設置者	施設名称
民間法人	青葉台さくら苑在宅介護支援センター	民間法人	目黒区日扇会在宅介護支援センター
	清徳会在宅介護支援センター		目黒区下目黒在宅介護支援センター
	目黒区大橋在宅介護支援センター		

## 2 介護保険制度の運営

### (1) 介護保険制度の概要

介護保険は高齢者等の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、平成12年度から導入された社会保険制度である。40歳以上の方が被保険者（保険加入者）となり保険料を負担し、介護が必要と認定されたとき、費用の一部を支払って介護サービスを利用する。

#### ア 被保険者及び介護保険料

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の方	40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方
保険料	目黒区における介護サービス利用見込み等から一人あたりの平均的な保険料を算出し、これを基準保険料額として、被保険者本人や世帯の所得や課税状況に応じて段階的に調整し決定している。	保険料は、加入している医療保険によって算定方法が異なる。
保険料の納め方	以下の方法により目黒区に納付する。 特別徴収（年金から天引き） …本人の年金額が年額18万円以上の方 普通徴収（口座振替か納付書で納付） …特別徴収の対象にならない方	医療保険料と一括して納付する。
サービスを利用できる方	入浴、排せつ、食事などの日常生活における基本的な動作で、介護や支援が必要になったため、要介護・要支援認定の申請をして認定された方。	初老期における認知症、脳血管障害など、加齢に伴う病気（16の特定疾病）によって介護や支援が必要であると認められ、要介護・要支援認定の申請をして認定された方。

#### イ サービス利用までの流れ

##### (ア) 要介護認定

要介護認定は、被保険者の申請に基づき、認定調査員により心身の状況調査（認定調査）を実施し、認定調査の基本調査結果及び主治医意見書をもとに全国一律の基準により一次判定を行う。一次判定結果、主治医意見書及び認定調査による特記事項をもとに、保健・医療・福祉の専門家で構成される介護認定審査会で審査判定（二次判定）を行い、認定結果が決まる。

(イ) ケアプランの作成

介護保険の居宅サービスを利用するには、あらかじめ心身の状況に応じて各種サービスを組み合わせた介護サービス計画（ケアプラン）を作成する必要がある。一般的には、利用者が居宅介護支援事業所に作成を依頼する（ケアプラン作成費用は全額が保険給付）。

なお、施設サービスを利用する場合は、施設入所後に作成される。

(ウ) サービスの利用

サービス事業者と利用契約を結び、ケアプランに基づきサービスを利用する。

介護サービスを利用する人は、原則としてサービスにかかった費用の1～3割を自己負担する。

(2) 介護保険制度運営状況 <介護保険課>

ア 第1号被保険者数 (各年度末現在)

年 度	2	3	4
65歳以上75歳未満	25,618	25,023	23,882
75歳以上	30,458	30,898	31,897
計	56,076	55,921	55,779

イ 第1号被保険者保険料収納状況 (単位：千円、%)

年度	普通徴収			特別徴収			滞納繰越			計		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
2	619,322	552,983	89.3	4,095,989	4,095,989	100.0	144,050	19,528	13.6	4,859,361	4,668,500	96.1
3	641,359	578,038	90.1	4,043,249	4,043,249	100.0	131,450	17,154	13.0	4,816,058	4,638,441	96.3
4	685,796	620,858	90.5	4,026,379	4,026,379	100.0	124,531	16,364	13.1	4,836,706	4,663,601	96.4

ウ 要介護（要支援）認定者実数 (各年度末現在、単位：人、%)

年 度		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
2	人 数	1,849	1,516	2,760	2,118	1,506	1,458	1,167	12,374
	構成比	14.9	12.3	22.3	17.1	12.2	11.8	9.4	100.0
3	人 数	1,769	1,444	2,946	2,093	1,498	1,554	1,171	12,475
	構成比	14.2	11.6	23.6	16.8	12.0	12.4	9.4	100.0
4	人 数	1,760	1,461	3,070	2,043	1,437	1,561	1,182	12,514
	構成比	14.1	11.7	24.5	16.3	11.5	12.5	9.4	100.0

エ サービス受給者数 (各年度末累計、単位：人、%)

年 度		居宅サービス	地域密着型サービス	施設サービス	計
2	人 数	93,583	18,067	14,839	126,489
	構成比	74.0	14.3	11.7	100.0
3	人 数	95,824	18,992	15,367	130,183
	構成比	73.6	14.6	11.8	100.0
4	人 数	103,963	20,713	15,431	140,107
	構成比	74.2	14.8	11.0	100.0

オ 保険給付費

(単位：円)

科 目	2	3	4
介護サービス等諸費	16,536,797,954	17,356,240,298	17,431,837,895
介護予防サービス等諸費	532,311,983	481,662,832	448,063,282
高額介護サービス等費	699,243,017	664,552,115	587,657,591
高額医療合算介護サービス費	112,102,888	113,045,632	112,344,569
特定入所者介護サービス費	274,293,892	236,460,589	204,296,690
審査支払手数料	21,327,561	22,231,133	22,592,295
計	18,176,077,295	18,874,192,599	18,806,792,322

(3) 介護保険制度を円滑に運営するための取組み

目黒区では介護保険制度を円滑に運営し、良質なサービスを提供するため、法定の保険給付に加えて以下の事業を実施している。

ア 介護保険料区独自減額 <介護保険課介護保険資格・保険料係>

介護保険料の負担が困難な第1号被保険者に対し、介護保険料を軽減している。

〔対象者〕 介護保険料の保険料段階第1段階から第4

段階までの第1号被保険者で、月の収入が生活保護基準月額 $\times$ 1.15倍以下の生活困窮世帯等の方。

〔軽減内容〕 保険料を本来額の半額に減額する。

年度	軽減人数	軽減額(円)
2	20	312,624
3	15	213,900
4	12	181,350

イ 介護保険居宅サービス等利用者負担額軽減事業 <介護保険課介護保険給付係>

低所得の要介護(要支援)認定者が、介護保険サービスの利用を経済的な不安なく安心して利用できるよう、介護保険サービス利用料の本人負担分を軽減している。

〔対象者〕 次のすべてを満たす人。①住民税非課税世帯で利用者本人の合計所得金額が0円であること。または、公的年金等控除後及び給与所得控除後の本人の合計所得金額が10万円以内であること。②利用者本人が税法上の扶養申告されている場合は税の申告者が住民税非課税であること。③同住所地に居住する利用者本人の扶養義務者が住民税非課税であること。④生活保護受給者でないこと。

〔軽減内容〕 本人負担を2分の1に軽減

〔実績〕 (各年度末現在)

〔軽減対象〕 訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護(以上介護予防サービスを含む。)、訪問介護、通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、総合事業の一部

年度	軽減人数	助成額(円)
2	352	15,551,684
3	343	18,616,083
4	373	17,110,919

ウ 住宅改修理由書作成等助成事業 <介護保険課介護保険給付係>

居宅介護支援事業所にケアプラン作成を依頼していない要介護（要支援）認定者が住宅改修を行う際、住宅改修に係る理由書を作成した居宅介護支援事業所に対し、1件当たり3,000円を助成している。

年度	2	3	4
件数	87	51	74

エ 指定居宅介護サービス事業者に対する研修実施等 <介護保険課介護保険管理係>

(ア) 介護事業者連絡会への支援

介護サービス事業者により結成された事業者連絡会に対して区が事務局になり、活動の支援を行うとともに、良質な介護サービスを提供するために必要な研修等への支援や情報提供などを行っている。令和4年度は、全事業者を対象とした全体会が5回、サービスごとの分科会が延べ16回開催された。

(イ) 介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する研修の実施

ケアプランの質の一層の向上を図り、ケアマネジメントの中立・公平性を維持するため、介護支援専門員に対し、実務経験年数別の研修を実施している。

区分	対象	参加者数
新任研修	目黒区内の事業所等の実務経験年数1年未満の介護支援専門員	13人
現任研修	目黒区内の事業所等の実務経験年数1年以上の介護支援専門員	120人
主任研修	目黒区内の事業所の主任介護支援専門員	74人

(ウ) ケアプラン点検の実施

介護保険給付の適正化及びケアマネジメントの質の向上のため、区内の主任介護支援専門員の協力のもと、ケアプラン点検を行っている。令和4年度は5事例実施した。

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業

平成27年度介護保険制度改正により、従来の介護予防サービスと介護予防事業を再編した介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）が創設され、目黒区では平成28年度から実施している。

総合事業は、要支援認定者及び基本チェックリストの結果、サービス事業対象者と判定された方（以下「サービス事業対象者」という。）を対象とした介護予防・生活支援サービス事業と、すべての高齢者を対象とした一般介護予防事業により構成されている。

ア 介護予防・生活支援サービス事業 <介護保険課介護保険給付係>

(ア) サービス事業対象者数

120名（令和5年3月31日現在）

(イ) 指定介護事業者によるサービス（令和4年4月～令和5年3月審査）

区分	件数
訪問型サービス	7,458
予防給付相当サービス	6,893
区独自基準サービス	565
通所型サービス	8,584
予防給付相当サービス	8,414
区独自基準サービス	170
介護予防ケアマネジメント	9,303
高額介護予防サービス費	2



(ウ) 支え合い事業

①訪問型支え合い事業

実施団体：2団体（目黒区シルバー人材センター、目黒区社会福祉協議会）

回数：延べ80回

②通所型支え合い事業

登録団体：2団体（碑ミニデイ、ゆうゆうクラブ）

(エ) 短期集中予防サービス <介護保険課介護予防係>

概ね3ヵ月程度で機能向上が図られる見込みのある方に、訪問又は通所により短期集中的に介護予防に効果的なプログラムを実施するサービス。

① 訪問型 参加者6名

② 通所型 参加者28名

(オ) 栄養改善を目的とした配食事業 <高齢福祉課在宅事業係>

食生活を改善するために、栄養バランスの取れている弁当を1日1食100円区が補助し、自宅へ配達する。3か月後及び6か月後に食生活が改善しているかを評価する。

延べ受給者 0名

延べ配食数 0食

イ 一般介護予防事業 <介護保険課介護予防係>

(ア) 地域介護予防活動支援事業（元気あっぴシニアの部活等事業）

事業	コース数	参加者実数	延べ数
シニアの部活	5	39人	444人
脳に効くウォーキング	5	46人	522人

(イ) 地域介護予防活動支援事業（その他の事業）

事業	回数	参加者実数
介護予防指導者研修	1	14人
介護予防出前講座	12	158人
めぐろ手めぐい体操講習会	8	136人
シニア健康応援隊メンバー養成講座	1コース7回	20人
シニア健康応援隊活動支援	367	応援隊80人、参加者240人
シニア健康応援隊卒後研修・交流会	5	82人
フレイルサポーター養成講座	1コース2回	20人
地域介護予防活動助成		13団体

(ウ) 介護予防普及啓発事業

事業	コース数	参加者実数	延べ数
運動器機能向上	14	170人	707人
口腔機能向上	7	59人	206人
認知症予防	4	50人	343人
複合（運動・栄養・口腔）	24	226人	1,312人
講演会	2	149人	149人

(エ) 介護予防把握事業

事業	回数	参加者実数
フレイルチェック会	7	サポーター78人、参加者93人

(オ) 地域リハビリテーション活動支援事業

事業	回数
リハビリテーション専門職等派遣事業	4
介護予防ケアマネジメント支援	3

(5) 地域の支え合い活動の推進 <健康福祉計画課地域福祉推進係>

ア 生活支援コーディネーター・協議体

地域の支え合い活動を推進するために、生活支援コーディネーターを配置した。また、地区内の支え合い活動の関係者の定期的な情報交換・情報共有の場である協議体が設立されている。

地区名	協議体名	開催回数
北部地区	北部いきいき支え合いネットワーク	6回
東部地区	東部ふれあい協議会	5回
中央地区	中央まるごとネットワーク	4回
南部地区	南部支え合いまち会議	5回
西部地区	西部支え合いまち会議	4回

イ 協議体の活動

支え合い活動を進めるため通信等の発行や座談会を開催した。

地区名	内容
北部地区	ほくいきネット座談会の開催（18名参加）
東部地区	とうふれフェスティバルの開催（94名参加）
中央地区	地域資源情報のリスト化に向けた協議、検討、発行準備
南部地区	南部支え合いまち講座の開催（36名参加）
西部地区	支え合い・いどばた会議（中根編・自由が丘編）の開催（計43名参加）

3 養護老人ホーム・特別養護老人ホームへの入所相談 <高齢福祉課高齢者支援係>

下記の高齢者を対象として、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームへの入所相談を実施した。

(1) 養護老人ホーム

〔対象者〕65歳以上の高齢者であって、次の二つの要件を満たす人

- ① 生活保護世帯又は世帯の生計中心者が区民税の所得割を課税されていないこと。
- ② 生活環境上、在宅生活が困難であること。

(2) 特別養護老人ホーム

〔対象者〕介護保険の要介護認定で、原則要介護3以上と認定された方。または、要介護1・2の方で特例入所の要件に該当する方。

施設入所に係る相談状況（令和4年度末現在、単位：人）

養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	計
32	1	33

注 特別養護老人ホームについては、「やむを得ない措置」にかかる相談件数を計上

養護・特別養護老人ホームの入所状況（各年度末現在）

年 度		2	3	4
申請者数	特養	536	496	485
	養護	29	20	32
入所者数	特養	831	910	961
	養護	196	178	163
待機者数	特養	833	738	577
	養護	3	2	0

#### 4 在宅療養推進事業 <福祉総合課地域ケア推進係>

医療ニーズの高い要介護者が安心して在宅での生活を続けられるよう、医療と介護の連携を図ることのできる体制を整備している。

##### (1) 在宅療養支援病床確保事業

在宅療養者の病状急変時に、入院治療ができる病床を確保した。

\*平成27年度：厚生中央病院

\*平成28年度以降：厚生中央病院・東京共済病院・三宿病院・日扇会第一病院

年度	利用実人数	延べ利用日数
2	12	123
3	25	233
4	21	166

##### (2) 在宅療養区民啓発事業

区民や医療・介護関係者等に在宅療養や看取り等の考える機会を提供し、意識啓発を行うため、出前講座などの啓発事業を実施した。

年度	啓 発 事 業	参加者数
2	「在宅療養フェア in 目黒」中止	
	出前講座（各地域包括支援センターで実施）	36
3	出前講座等（各地域包括支援センターで実施）	20
4	出前講座等（各地域包括支援センターで実施）	153

### (3) 多職種連携の研修会

在宅療養者に関する講義を通じて、医療や介護に関わる共通理解を深めるとともに、多職種との連携づくりのため、グループ討議を通して相互に理解し合い、顔の見える関係づくりを行った。

※令和3年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全区型の研修として、区内の専門職と連携し動画を配信した。

年度	形式	参加者数
2	全区型	中止
	地区型	各地域包括支援センターで実施 332人
3	全区型	「コロナ禍の医療と介護の現場について」動画配信 アンケート回収人数 149人（動画再生回数 458回）
	地区型	各地域包括支援センターで実施 332人
4	全区型	「コロナで変化した入退院支援と ACP について」動画配信 アンケート回収人数 224人（動画再生回数 338回）
	地区型	各地域包括支援センターで実施 291人

### (4) 地域資源の把握

医療や介護の地域資源情報を掲載した「在宅療養資源マップ」を、令和5年3月に4年ぶりに全面改訂した。（作成部数 4,000部）令和2年4月から運用している「在宅療養資源マップ」の電子版「目黒区医療・介護資源情報提供システム」を、令和4年8月にリニューアルした。

## 5 ねたきり・認知症高齢者対策

### (1) 認知症普及啓発事業 <福祉総合課認知症施策推進係>

認知症に対する正しい知識と理解を広め、認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、認知症サポーター養成などの普及啓発事業を実施している。

事業	内容	参加者数
認知症サポーター養成講座	区主催講座：1回、出前講座：5回 企画型：4回、小学校：5回	384
認知症サポーターステップアップ講座	区主催講座：1回	4
ボランティア養成講座	区主催講座：2回	6

### (2) 認知症支援事業 <福祉総合課認知症施策推進係>

高齢者や認知症のかたに限らず、地域の誰もが気軽に交流できることを目的として、コミュニティカフェなどの認知症支援事業を実施している。

【単位：延べ、人】

事業	内容	参加者数
コミュニティカフェ	カフェあおば 毎月第3金曜日	50
	カフェさくらプラザ 毎月第3木曜日	145
	カフェ BochiBochi 大岡山 毎月第2水曜日	79
認知症カフェ	Dカフェ・ラミヨ 毎月第2日曜日・第4土曜日	303
	Dカフェ・都立大学 毎月第3土曜日	62
	Dカフェ・東が丘 毎月第2水曜日	75
	Dカフェ・でんどう 毎月第1土曜日	0
	Dカフェ・さんま 毎月第3金曜日	0
	Dカフェ・まちかど保健室 毎月第4月曜日	17
	Dカフェ・せらびあ 毎月第2金曜日	94

事業	内容	参加者数
認知症カフェ	D カフェ・月光原 毎月第1日曜日	0
	D カフェ・自由が丘 毎月第3水曜日	71
	D カフェ・ソナーレ 毎月第3土曜日	131
	D カフェ・プロムナード 毎月第4日曜日	270
	D カフェ・がーべら 毎月第3木曜日	126
	D カフェ・目黒不動 毎月第2木曜日	88
	D カフェ・そなえる 毎月第4水曜日	118
	D カフェ・回想愉快 毎月第2月曜日	112

### (3) 高齢者虐待防止事業 <高齢福祉課高齢者支援係>

高齢者虐待の予防と早期発見のため、高齢者虐待防止の普及啓発事業を実施している。

事業	内容	参加者数
高齢者虐待防止地区研修会	5回開催 (北部・東部・中央・南部・西部地区オンライン開催 各1回) 講義「高齢者虐待対応の現状」、グループワークなど 対象：民生・児童委員、介護支援専門員、介護サービス事業所職員など	120人

### (4) 介護者支援事業 <福祉総合課地域ケア推進係・認知症施策推進係>

在宅で、ねたきりや認知症の高齢者を介護している家族などを対象に、介護に必要な知識、技術の習得と介護者同士の交流を目的として、介護者支援事業を実施している。

【単位：延べ、人】

年度	事業	内容	参加者数
2	家族介護教室	年1回(新型コロナウイルス感染症の影響により2回中止)、1日間、特別養護老人ホームで開催	10
	介護者の会	北部地区「天空(そら)の会」：毎月第2木曜日開催 東部地区「あづまの会」：毎月第3水曜日開催 中央地区「八重(やえ)の会」：毎月第4木曜日開催 南部地区「悠楽(ゆら)の会」：毎月第4水曜日開催 西部地区「なごみの会」：毎月第3木曜日開催	延べ 64
	家族介護者のつどい	中止	
3	家族介護教室	年5回、5日間10コマ(1日1時間×2コマ、午前・午後同内容)、特別養護老人ホームでオンライン開催	延べ 67
	介護者の会	北部地区「天空(そら)の会」：毎月第2木曜日開催 東部地区「あづまの会」：毎月第3水曜日開催 中央地区「八重(やえ)の会」：毎月第4木曜日開催 南部地区「悠楽(ゆら)の会」：毎月第4水曜日開催 西部地区「なごみの会」：毎月第3木曜日開催	延べ 109
	家族介護者のつどい	中止	
4	家族介護教室	年6回、6日間12コマ(1日2時間×2コマ、午前・午後同内容)、特別養護老人ホームで対面開催	延べ 72
	介護者の会	北部地区「天空(そら)の会」：毎月第2木曜日開催 東部地区「あづまの会」：毎月第3水曜日開催 中央地区「八重(やえ)の会」：毎月第4木曜日開催 南部地区「悠楽(ゆら)の会」：毎月第4水曜日開催 西部地区「なごみの会」：毎月第3木曜日開催	延べ 225
	家族介護者のつどい	講演会	20

(5) 認知症アウトリーチ事業 <福祉総合課認知症施策推進係>

区に配置した認知症支援推進員と都立松沢病院認知症疾患医療センターのアウトリーチチームが連携して、認知症の疑いのある高齢者等を訪問するなど、認知症の早期診断・対応を推進した。

年 度	相談件数	チーム訪問件数	診断件数
2	2	1	1
3	3	2	2
4	9	5	5

(6) 認知症初期集中支援事業 <福祉総合課認知症施策推進係>

認知症の早期診断・早期対応に向けた支援を行う認知症初期集中支援チーム（専門医を含めたチーム員を地域連携型認知症疾患医療センターである三宿病院に委託）を設置し、保健師・認知症支援推進員・地域包括支援センターと連携しながら、認知症の人やその家族に対する初期支援を包括的かつ集中的に行った。

年 度	実施件数 (新規)	相談件数 (延べ人数)	チーム員訪問件数 (延べ人数)
2	11	329	93
3	11	338	68
4	8	321	78

(7) 若年性認知症対策の推進事業 <福祉総合課認知症施策推進係>

高齢期とは異なる特有の課題を抱える若年性認知症の普及啓発を推進するとともに、若年性認知症の当事者と家族の支援も含めた総合的な取り組みをさらに進めていくために、家族会を開催している。

事 業	内 容	参加者数
若年性認知症講演会	「65歳未満で発症する認知症を『若年性認知症』といいます。」医師の講演、社会資源の紹介	27
若年性認知症家族会	6回開催。当事者や家族同士の交流、地域包括支援センターや医療の専門職等が参加する場として、情報交換、相談等を行い、心理的ケアを行う。	54

(8) 介護用品等の給付 <高齢福祉課在宅事業係>

介護を要する方などで、おおむね65歳以上の高齢者に、日常生活に必要なサービスを提供する。

ア 紙おむつの給付

〔実 績〕 (延べ人数)

65歳以上の区内在住で現に失禁状態にある方で要介護2～5、又は病院に入院中の方に支給する。ただし、介護保険施設入所者、老人福祉施設入所者、生活保護法の規定により、紙おむつ代、貸おむつ代又は洗濯代が支給される方は受けられない。自己負担あり（1割程度）。\*注 おむつの形態やサイズ、尿取パットなどカタログの中から6,600円以内で選択したものを支給する。

年 度	2	3	4
紙おむつの給付	22,429	22,390	22,195

イ おむつ代の支給

〔実 績〕 (延べ人数)

紙おむつの給付対象者で、入院中におむつを使用している方に月額6,000円を限度に支給する。

年 度	2	3	4
おむつ代の支給	671	598	589

ウ 理美容サービス

〔実 績〕 (延べ利用枚数)

理美容師の出張サービスが受けられる理美容券を、年間4枚を限度として支給する。介護保険で要支援・要介護の認定を受けた方で、ねたきり、座位が保てない、重度の認知症などのため、外出が困難な在宅の65歳以上の方が対象。1回の利用につき自己負担2,000円あり。

年 度	2	3	4
理美容サービス	792	1,026	1,127

## エ 寝具乾燥消毒サービス

〔実績〕

(延べ人数)

65歳以上の要介護4・5の在宅の方又は「ひとり暮らし等高齢者登録」をしている75歳以上の人のうち日中独居以外の方が、常時使用している寝具（掛布団、敷布団及び毛布等）の乾燥消毒を原則として2か月に1回行い、水洗い乾燥消毒を年1回行う。

年 度	2	3	4
乾 燥 消 毒	321	373	384
水洗い（丸洗い）消毒	69	64	56

## オ 認知症はいかい高齢者等位置情報確認サービス

40歳以上の認知症による徘徊のある方がGPS小型専用端末を所持し、徘徊した場合、介護者がパソコンやスマートフォン等で位置情報を確認できる。確認後、保護に行ける方が対象となる。加入料、利用料の1割の自己負担あり。

〔実績〕

自己負担金 加入料 770円  
利用料 月242円

年 度	2	3	4
延べ利用者数	31	35	32
年度末利用者	21	24	24
検索回数	2,733	6,902	4,305

## カ 高齢者見守り・安心ステッカーの配布（平成30年6月配布開始）

おおむね65歳以上の方に高齢者見守り・安心ステッカー（靴用ステッカー・衣服用アイロンステッカー）を配布する。

年 度	2	3	4
靴用ステッカー 配布枚数	468	396	258
衣服用ステッカー 配布枚数	279	226	240
総配布枚数	747	622	498

## (9) 短期入院病床確保事業（病院ショートステイ） <高齢福祉課高齢者支援係>

〔対象者〕 区内に住所を有する介護保険の要支援・要介護認定を受けた方（認定申請中及び申請予定者を含む）で、医学的な管理が必要なため、短期入所生活介護の利用が困難な在宅療養者

〔事業内容〕 医学的な管理が必要なため、短期入所生活介護の利用が困難な在宅療養高齢者に対して、年間を通して利用可能なベッドを確保する。

〔利用場所〕 区内4病院各1床

〔利用方法〕 利用予定日の1か月前の応当日以降、ケアマネジャー（ケアマネジャーにケアプランを依頼していない場合は、本人又は介護者）を通して利用希望病院に申し込む。

〔利用料金〕 ◆医療保険による自己負担額  
◆差額ベッド代等保険外諸費用

〔提出書類〕 申込時に利用申込書を施設に提出。

〔実績〕

年 度	2	3	4
延利用日数(日)	566	1,002	586
延利用人数(人)	68	100	55

## (10) 高齢者緊急ショートステイ事業（有料老人ホーム利用） <高齢福祉課高齢者支援係>

〔対象者〕 区内に住所を有する介護保険の要支援・要介護認定を受けた方で、下記のいずれかに該当する方。

◆介護する家族の病気や怪我、葬儀への参加等の突発的な事情により介護が受けられず、介護保険のショートステイに空きがなく予約が取れない方。

◆介護者による虐待があり緊急に保護が必要で、介護保険のショートステイに空きがなく入所ができない方。

〔事業内容〕 突発的な事情のために介護が受けられない在宅高齢者に対して、区内の有料老人ホームのベッドを年間を通して確保する。

〔利用場所〕 区内1施設 1床

〔利用方法〕 利用予定日の2週間前以降、ケアマネジャーを通して施設に申し込む

〔利用料金〕 1日あたり4,000円（居室料、食費、介護料を含む）。別途、日用品等の実費

〔提出書類〕 申込時に利用申込書を施設に提出

※当該事業は令和5年3月末で終了。令和5年4月からは特別養護老人ホームの東が丘ホームにて高齢者緊急ショートステイ事業を実施。

〔実績〕

年 度	2	3	4
延利用日数(日)	30	0	17
延利用人数(人)	5	0	3

※令和元年度の延利用人数は19人で、令和元年度から4年度にかけて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、利用者減となっている

## 6 ひとり暮らし等高齢者対策

令和5年1月1日現在の65歳以上高齢者の人口は55,021人であり、目黒区の総人口のおよそ19.8%を占める。そのうち、高齢者のみで構成される世帯数は29,962世帯であり、その世帯向けのサービスとして次の事業を実施している。

### (1) ひとり暮らし等高齢者登録 <高齢福祉課在宅事業係>

親族が近くにいない等で、ひとりで生活している方等に登録していただき、安否確認や緊急時に対応する。

〔対 象〕 65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯の方、義務教育終了以前の方や常時介護が必要な方とのみ暮らしている方、及び家族が就労等により日中等一定の時間帯に高齢者のみになる方

〔実績〕

年 度	2	3	4
年度末登録者数	6,920	6,812	6,734

### (2) 高齢者在宅支援ヘルパー派遣事業 <高齢福祉課在宅事業係>

在宅のひとり暮らし高齢者等を対象とした介護保険外のヘルパー派遣事業として、高齢者在宅支援ヘルパー派遣事業を実施している。

〔対 象〕 ひとり暮らし等高齢者登録をしていて、区が各サービスを必要と認めた方

〔援助内容〕

〔実績〕

#### ① 銭湯介助サービス

要介護・要支援の認定を受けている方の銭湯への送迎及び銭湯内での着替え等介助サービス

#### ② 理美容室介助サービス

要介護・要支援の認定を受けている方の理美容室への送迎及び理美容室内での移動介助サービス

年 度		2	3	4
銭湯介助サービス	利用者人数	1	0	0
	延派遣時間数	36.0	0	0
理美容室介助サービス	利用者人数	0	0	2
	延派遣時間数	0	0	2.5
緊急対応	利用者人数	0	0	0
	延派遣時間数	0	0	0
生活管理指導	利用者人数	0	3	1
	延派遣時間数	0	78.0	13.0
病院内介助助成	延支給人数	273	325	324
	支給金額	734,246	865,452	909,377



③ 緊急対応

身体上の急変のため、緊急かつ一時的な介護が必要な方へのサービス（原則1週間以内）

④ 生活管理指導

生活環境が劣悪であったり、対人関係に支障をきたしている方に対する日常生活、家事、対人関係の構築のための支援・指導、関係機関等との連絡調整等（原則3か月以内）

〔派遣時間〕 上記① 1回2時間以内（週に2回まで）  
 上記② 1回2時間以内（月に1回目まで）  
 上記③・④ 1回3時間以内（週に2回まで）

〔利用料金〕 下記料金だが、非課税世帯は半額、生活保護受給世帯は無料

上記①・② 1時間単価400円

上記③・④ 費用負担無

⑤ 病院内介助助成

病院内で介助が必要な、要支援・要介護状態にあるひとりぐらし等の高齢者に対し、介護保険制度では対象とならない医療機関での待ち時間におけるヘルパー利用費用の一部を助成

〔助成金〕 助成額 30分1,000円まで、かつ月4,000円まで

※介護保険の給付対象となる部分は除く

（3）非常通報システム <高齢福祉課在宅事業係>

自宅で心臓発作等の病気などで急を要するときに、ボタンを押して警備会社に通報することにより、必要に応じて救急車を呼ぶなどの救助活動を行う。

〔対象〕

ひとりぐらし等高齢者登録をしている方。また、ひとりぐらし等高齢者登録をしている方の内、単身で近隣に親族が居住していない方で、常時寝たきりでない方は生活リズムセンサーをあわせて利用することが可能。

〔実績〕

年 度	2	3	4
固定回線用 新規設置台数	117(38)	98(34)	90(35)
モバイル型 新規設置台数	-	-	52
年度末台数	618(173)	589(167)	626(174)

注（ ）内は生活リズムセンサー設置台数。

令和4年度からモバイル型を導入

〔利用料金〕

月額286円。センサーをあわせて利用する方は491円。低所得の方には軽減措置がある。

（4）火災安全機器設置 <高齢福祉課在宅事業係>

65歳以上で、防火等の配慮が必要なひとりぐらし等高齢者登録をしている方に、日常生活において火災を防ぐための自動通報装置等を給付する。なお、ガス安全システムは令和元年度で終了した。

〔利用料金〕

自己負担1割。低所得の方には軽減措置がある。

〔実績〕

年 度	2	3	4
火災安全システム	0	1	0
自動消火装置	6	10	3
火災警報器	28	11	6
ガス安全システム			
電磁調理器	18	26	13

注 自動消火装置、火災警報器、ガス安全システムについては、機器の耐用年数が経過した事による交換の台数を含む。

(5) 高齢者福祉住宅の提供 <高齢福祉課高齢者福祉住宅・施設係>

立ち退き等で住宅に困窮されている高齢者の方に住宅を提供している。

〔対 象〕

〔実 績〕

次の要件のすべてに該当する方。

ア 区内に1年以上住民票があり、民間賃貸住宅にお住まいで、65歳以上のひとり暮らし又は三親等以内の65歳以上の高齢者のみの世帯の方

イ 住宅の取り壊し等で2年以内の立退き要求を受けているか、住環境が悪い方

ウ 公営住宅法上の所得が単身256万8千円以下、世帯294万8千円以下の方

※自立した日常生活を基本とした住宅であり、介護施設等とは異なる。

〔使用料〕 所得や住宅により使用料の負担額が異なる。別途、共益費負担がある。

年 度	2	3	4
住宅戸数(戸)	240	223	225
単身用(戸)	220	202	202
世帯用(戸)	20	21	23

(6) 高齢者自立支援住宅改修給付 <高齢福祉課在宅事業係>

事業の名称及び事業内容	対 象 者
1 住宅改修予防給付 限度額 200,000円 手すりの取り付けや段差の解消	1 65歳以上で介護保険で非該当と判定された虚弱な方。(介護保険で要支援、要介護と判定された方は、介護保険の住宅改修給付が適用される。)
2 住宅設備改修給付 浴槽、流し台、洗面台、便器(和式→洋式)の取り替え。  便器洋式化改修 (162,000円) 低浴槽化改修 (379,000円) 流し・洗面台改修 (156,000円) } 限度額	2 65歳以上で介護保険で要介護、要支援と判定された方、既に介護予防・生活支援サービス事業対象者となっている方、又は虚弱な方。

注 1割自己負担金がある。低所得の方には軽減措置がある。

(単位: 件)

年 度	2	3	4	
住宅改修予防給付	5	1	2	
住宅設備改修給付	便器洋式化改修	2	4	1
	低浴槽化改修	28	35	29
	流し・洗面台改修	3	2	1

(7) 食事サービス <高齢福祉課在宅事業係>

ア 配食サービス(旧:配食代金補助事業)(月曜～日曜日の昼食又は夕食を配達)

〔対 象 者〕

〔実 績〕

ひとり暮らし等高齢者登録をしている方のうち、次の①②のいずれかに該当する方

① 介護保険の要介護1～5又は要支援1・2の方で、買物や炊事が困難な方。(1日1食、週7回まで)

② 75歳以上の単身世帯で、近隣に親族がいない方。(1日1食、週2回まで)

〔利用料金〕 1食あたり244円～599円

年 度	2	3	4
受給者数(人)	602	577	567
延べ配食数(食)	124,482	123,063	116,714

### イ 週一食事サービス（毎週日曜日のみ、昼食を配達）

〔対 象 者〕 ひとりぐらし等高齢者登録  
 をしている方で配食を希望  
 する方。

〔利用料金〕 1食あたり244円～541円

年 度	2	3	4
年度末受給者数（人）	36	37	34
延べ配食数（食）	914	901	938

### （8）高齢者福祉電話の設置 <高齢福祉課在宅事業係>

ひとりぐらし等高齢者に対して、安否の確認、緊急時の対応に利用するために、電話を貸与する。

〔対 象〕 ひとりぐらし等高齢者登録をしてい  
 る方で、生計中心者の住民税が非課税  
 の世帯又は生活保護受給世帯の方。

年 度	2	3	4
設置台数（台）	55	47	52

注 設置台数は年度末現在稼働台数

### （9）電話訪問（さわやかコール） <高齢福祉課在宅事業係>

ひとりぐらし等高齢者に対して、定期的に安否を確認し、高齢者の孤独感を緩和するとともに、必要に応じて緊急連絡先及び関係機関等に連絡・通報を行う。

年 度	2	3	4
年度末利用者数（人）	53	56	61
延べ電話訪問件数（件）	4,352	4,343	4,905

### （10）高齢者見守り訪問事業 <福祉総合課地域ケア推進係>

地域のボランティアが、見守りを希望するひとりぐらし等高齢者を2週間に1回以上、訪問による声かけや、家の外から洗濯物、雨戸、郵便受けなどの状況を見るさりげない見守りを行い、安否を確認する。

年 度	2	3	4
見守られている高齢者（人）※マッチング中	50	38	30
見守り活動中のボランティア（人）	39	30	23
活動中ボランティアを含むボランティア登録数（人）	118	112	102

### （11）見守りネットワーク（見守りめぐねっと） <福祉総合課地域ケア推進係>

見守る人・見守られる人を特定しないで、区民や事業者が日常の生活や事業活動の中で高齢者を緩やかに見守り、異変があった時に地域包括支援センターへ連絡する仕組み。平成28年1月からは、対象を高齢者のみならず、子どもや障害者に拡大し、協力団体や協力事業者の拡大を行った。

年 度	2	3	4
協力団体	25	25	25
協力機関	4	4	4
協力事業者（登録事業者）	385	417	444

**(12) 見守りサポーター <福祉総合課地域ケア推進係>**

地域でゆるやかな見守りを行うことで、高齢者等の異変に早期に気づき、地域包括支援センターにつなぐ役割を担う「見守りサポーター」を育成するため、地域住民を対象に養成講座を行った。

年 度	2	3	4
開催回数	1	2	2
参加者数	42	69	48

**(13) 家具転倒防止器具の取付け <高齢福祉課在宅事業係>**

地震発生時における安全性を高めるため、家具転倒防止器具の取付けに要する費用を20,000円を限度とし区が負担する（器具の購入費を含む）。

〔対 象〕 要介護4・5又はひとりぐらし等高齢者登録者

年 度	2	3	4
件 数	4	7	5

※令和3年度までは10,000円が限度（器具購入費は自己負担）

**7 その他の事業**

**(1) 特別記念品料 <高齢福祉課いきがい支援係>**

区内に在住する100歳以上の高齢者に対し、特別記念品料を贈呈する。

区 分	2		3		4	
	金額	人数	金額	人数	金額	人数
新たに100歳になられた方及び最高齢者	10,000	76	10,000	74	10,000	70

**(2) 敬老記念品料 <高齢福祉課いきがい支援係>**

区内に在住する高齢者に対し、年齢の節目に敬老記念品料5,000円を贈呈する。

区 分	2	3	4
傘寿（80歳）（人）	1,909	2,102	2,057
卒寿（90歳）（人）	894	973	1,040

**(3) 敬老のつどい <高齢福祉課いきがい支援係>**

敬老の日に、対象年齢の方を招待して、敬老のつどいを開催し、長寿と健康を祝っている。

**(4) 東京都シルバーパスの交付 <高齢福祉課いきがい支援係>**

高齢者の社会参加を進めるため、70歳以上の方に都内のバス（民営・都営）、都営地下鉄、都電の乗車証を発行する制度。現在は、バスの営業所で購入する方式をとっている。

〔本人負担額〕

- ① 住民税が非課税の方、または合計所得金額が135万円以下の方 1,000円
- ② ①以外の方 20,510円（4月～9月に購入の場合は、10,255円）

**(5) 特別永住者等福祉給付金 <高齢福祉課在宅事業係>**

国民年金制度上老齢基礎年金等を受けることができない特別永住者及び特別永住者から帰化した方で一定の要件の方に給付金を月15,000円支給する。

年 度	2	3	4
特別永住者等福祉給付金受給者（人）	3	2	2

## (6) 老人クラブの組織化と活動の支援 <高齢福祉課いきがい支援係>

老人クラブは、区内の各老人いきいの家を活動の拠点とし、生きがいと健康づくり、会員相互の友愛活動、地域の社会奉仕活動に努めるなど、地域の福祉向上に積極的に貢献している。

区内では昭和32年に誕生し、昭和38年の老人福祉法施行後に増加して、令和5年4月1日現在は40クラブ、3,486人の方が老人クラブに加入している。

このような老人クラブの組織化と活動の支援を図るために、区では助成を行っている。令和4年度は、各クラブの運営に対して、運営経費、研修旅行経費、広報啓発費、施設借上げ経費として、総額13,438,759円の助成を行っている。さらに、老人クラブ連合会の活動に対して、指導者育成事業費、啓発事業費、事業助成費、健康づくり事業費として、総額2,345,745円の助成を行っている。また、運営についての支援を行うため、老人クラブ支援員を配置している。

なお、目黒区老人クラブ連合会は、令和5年4月25日に名称を「目黒区竹の子クラブ連合会」に変更した。

目黒区老人クラブ名簿

(令和5年4月1日現在)

老人クラブ名	活動場所	会員数(人)
駒場寿会	駒場老人いきいの家	120
青寿会	菅刈老人いきいの家(菅刈住区センター内)	41
桜寿会		40
小鳩会		42
貝塚会	東山老人いきいの家(東山住区センター内)	86
東山会		10
宿山亀寿会	烏森老人いきいの家(烏森住区センター内)	102
からすみり泉会		88
目黒長寿会	上二老人いきいの家	62
目黒福寿会		79
楽老会	田道老人いきいの家	74
大鳥会	下目黒老人いきいの家(下目黒住区センター内)	105
明楽会	不動老人いきいの家(不動住区センター内)	78
和楽会	上目黒老人いきいの家	136
きらく会		86
油面ときわ会	中町老人いきいの家	118
常楽会	五本木老人いきいの家	46
東三宝会	鷹番老人いきいの家(鷹番住区センター内)	94
鷹番西三宝会		158
月光長寿会	月光原老人いきいの家(月光原住区センター内)	58
清水不老会		60
向原喜楽会		90
長生会		100
ばらの会	向原老人いきいの家(向原住区センター内)	101
原町さくら会		98
碑一福寿会		99
碑幸寿会	碑老人いきいの家(碑住区センター内)	30

老人クラブ名	活動場所	会員数（人）
洗足高砂会	原町老人いこいの家	72
美原会		59
南鈴広会		72
雀の宮会	大岡山東老人いこいの家（大岡山東住区センター内）	68
南むつみ会		66
長寿会	平町老人いこいの家	91
美波会		131
みどり会	中根老人いこいの家（中根住区センター内）	139
友楽会	自由が丘老人いこいの家	189
宮前会	自由が丘住区宮前分室老人いこいの家 （自由が丘住区センター宮前分室内）	93
中根会	八雲老人いこいの家（八雲住区センター内）	66
八雲会		53
東根会	東根老人いこいの家（東根住区センター内）	186

目黒区老人クラブ連合会の会員数の移り変わり

年度	3	4	5
クラブ数	40	40	40
会員数（人）	3,800	3,640	3,486

### （7）老人いこいの家講習会 <高齢福祉課いきがい支援係>

老人いこいの家では、地域の高齢者の方の生きがいづくりや交流を目的として、趣味の講習会や教養講座、健康体操などの初心者むけの講習会を行っている。

〔令和4年度講習種目〕

趣味コース…歌をうたおう・ポップスコラズ・デッサンの基本・たのしい生花・手品・折紙・絵手紙・クラフトバンド手芸等

健康コース…チェアヨガ・気功・太極拳・リラックス体操・楽しいストレッチ・骨盤体操等

年度	講習種目数	開催回数	延べ参加者数
2	49	112	702
3	50	263	1,424
4	50	579	5,219

## (8) 高齢者センター講習会・各種行事 <高齢福祉課いきがい支援係>

区内在住の60歳以上の方を対象に、生きがいつくり、健康づくり、仲間づくりを目的として、教養・趣味の講習会、体操教室等を行っている。また、講演会や文化祭などの各種行事を開催している。

この事業は、平成21年度から高齢者センターの指定管理者である社会福祉法人奉優会が実施している。

### ア 講習会

〔令和4年度講習種目〕

- ① 健康づくり・フレイル予防事業…体力測定会、ソフトストレッチ等
- ② 趣味・教養事業…PC教室、エンディングノート等
- ③ オンライン事業…トリム体操、脳活等
- ④ 交流事業…出張アタマ体操、田道小学校との交流等

年度	講習種目数	開催回数	延べ参加者数
2	44	422	4,254
3	45	520	7,800
4	58	895	15,329

### イ 各種行事

種 目	延べ回数等	延べ参加者数
ふれあい館祭り	1	500
収穫祭	1	300
合 計	2	800

※自由参加のため上記「延べ参加者数」は概算

### ウ 相談事業

60歳以上の区民を対象に、高齢者の健康や生活に関する相談を保健師等が受けている。

(単位：件)

年度	健康相談	生活相談	計
2	0	15	15
3	991	498	1,489
4	3,377	500	3,877

## 8 施 設

### (1) 老人いこいの家 <高齢福祉課いきがい支援係>

老人いこいの家は、老人クラブの活動の場であるとともに、地域の高齢者に教養・趣味活動、健康増進、社会奉仕活動の場を提供し、高齢者相互の親睦交流を図ることを目的とした施設である。

老人いこいの家利用延べ人数

年 度	2	3	4
駒 場	1,552	1,621	2,931
大 橋			
菅 刈	499	847	2,105
東 山	339	1,014	2,337
上 二	853	1,151	2,167
烏 森	1,656	2,676	3,832
上 目 黒	2,371	2,346	3,424
田 道	487	1,038	2,901
田 道 住 区 三 田 分 室	30	140	1,025
下 目 黒	1,157	1,978	3,842
不 動	614	1,135	1,747
中 町	2,457	3,031	5,069
五 本 木	935	1,047	1,906
月 光 原	1,097	1,425	2,990
向 原	928	2,199	4,327
原 町	1,090	2,392	5,001
碑	1,350	2,310	3,225
大 岡 山 東	840	2,697	5,794
鷹 番	1,770	4,061	7,240
平 町	3,802	4,407	6,595
中 根	1,389	2,090	4,177
自 由 が 丘	990	2,751	6,164
自由が丘住区宮前分室	214	959	2,067
八 雲	1,198	2,152	4,655
東 根	1,325	2,329	3,359
計	28,943	47,796	88,880

注 大橋老人いこいの家は、平成25年1月に閉館



(2) 老人福祉施設 <高齢福祉課高齢者福祉住宅・施設係 いきがい支援係>

1 特別養護老人ホーム

施設名	なかめぐろホーム	ひがしがおかホーム	ひがしやまホーム
敷地面積(㎡)	1990.12	3854.26	3728.85
建物構造	地上2階地下2階	地上3階地下1階	地上4階地下1階
延床面積(㎡)	2973.08	5366.81	7396.20
特別養護老人ホーム	2973.08	4556.03	6572.16
在宅ケア多機能センター		774.82	755.12
居室(1室の広さ)	4人部屋(40㎡)/10室 2人部屋(21㎡)/8室 個室(15㎡) / 4室	4人部屋(37㎡)/18室 2人部屋(22㎡)/13室 個室(12㎡) /12室	4人部屋(43㎡)/21室 2人部屋(22㎡)/16室 個室(12㎡) /24室
主な構成設備			
特別養護老人ホーム	浴室(一般・特殊) 静養室・医務室・居間・食堂・ 地域交流スペース	浴室(一般・特殊) 静養室・医務室・居間・食堂・ 機能訓練室・地域交流スペース	浴室(一般・特殊) 静養室・医務室・居間・食堂・ 機能訓練室・地域交流スペース
在宅ケア多機能センター		浴室(一般・特殊) 静養室・食堂 機能訓練室・相談室	浴室(一般・特殊) 静養室・食堂 機能訓練室・相談室
指定管理者	社会福祉法人目黒区社会福祉事業団		
介護保険サービス※			
介護老人福祉施設	○ 55人	○ 100人	○ 130人
短期入所生活介護	○ 5人	○ 10人	○ 10人
小規模多機能型居宅介護		○ 29人	○ 29人
認知症対応型通所介護		○ 12人	○ 12人
居宅介護支援		○	○

※短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護は、介護予防を含む。

※介護老人福祉施設及び短期入所生活介護は特別養護老人ホームで、居宅介護支援は居宅介護支援事業所で実施。

※ひがしやまホームの東山在宅介護支援センターは、平成28年4月より居宅介護支援事業所「東山ケアプランセンター」として、ひがしがおかホームの東が丘在宅介護支援センターは、平成29年4月より居宅介護支援事業所「東が丘ケアプランセンター」として、社会福祉法人目黒区社会福祉事業団が運営。

※ひがしやまホームの東山在宅ケア多機能センターは、平成29年3月に開設。ひがしがおかホームの東が丘在宅ケア多機能センターは、平成30年3月に開設。

※なかめぐろホームは大規模改修工事を行い、令和5年3月から運営再開。

2 田道ふれあい館

施設名	高齢者センター	田道在宅ケア多機能センター
敷地面積(㎡)	3049.88	
建物構造	地上3階地下2階の2・3階部分	地上3階地下2階の1階部分
延床面積(㎡)	1167.51	418.86
主な構成設備		
在宅ケア多機能センター		浴室(一般・特殊) 静養室・食堂
老人福祉センター	浴室(一般) 機能訓練室・大広間 集会室・娯楽室・相談室	
指定管理者	社会福祉法人奉優会	特定非営利活動法人 ほっとステーション
介護保険サービス※		
小規模多機能型居宅介護		○ 25人
認知症対応型通所介護		○ 12人

※小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護は、介護予防を含む。

※田道在宅ケア多機能センターは、平成27年3月に開設。